

# 社会福祉法

## 第2章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関す

る事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

# 社会福祉法施行令

(民生委員審査専門分科会)

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会(法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。)の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

# 宮城県社会福祉審議会条例

## (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第十二条第一項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

## (組織等)

第3条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (副委員長)

第4条 審議会に、副委員長を置き、法第10条の委員長（以下「委員長」という。）の指名によって定める。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条第1項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）は、当該臨時委員が調査審議する特別の事項について会議を開き、議事を決する場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 法第11条第1項に定めるもののほか、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

(1) 児童福祉専門分科会 母子保健並びに児童、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項

(2) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項

2 法第11条第1項の身体障害者福祉専門分科会及び前項各号の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長の指名によって定める。

(部会)

第7条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)第3条第1項の審査部会のほか、審議会は、その定めるところにより、専門事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に部会を置くことができる。

2 前項の部会に属すべき委員及び臨時委員は、それぞれ身体障害者福祉専門分科会又は児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長の指名によって定める。

(専門分科会等の会長及び副会長)

第8条 法第11条第1項の民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会、第5条第1項各号の専門分科会、政令第3条第1項の審査部会並びに前条第1項の部会(以下「専門分科会等」と総称する。)に、会長及び副会長を置き、会長はその専門分科会等に属する委員及び臨時委員の互選によって、副会長はその専門分科会等に属する委員又は臨時委員のうちから会長の指名によって定める。

2 会長は、その専門分科会等の事務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門分科会等の会議)

第9条 専門分科会等の会議は、委員長が招集し、専門分科会等の会長がその議長となる。

2 専門分科会等の会議は、専門分科会等に属する委員の半数以上が出席

しなければ開くことができない。

- 3 専門分科会等の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該臨時委員が調査審議する特別の事項について会議を開き、議事を決する場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(決議)

第10条 政令第2条第3項及び第3条第3項に定めるほか、専門分科会等の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、委員長が重要と認める事項については、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 宮城県社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 宮城県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び社会福祉審議会条例（平成12年宮城県条例第47号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(臨時委員の名称)

第2条 条例第5条第5項の臨時委員は、専門委員と称する。

(専門分科会)

第3条 条例第7条に定める部会として、身体障害者福祉専門分科会に、自立支援医療（更生医療に限る。）を担当する医療機関の指定及びその取消しに関する事項を調査審議するため、自立支援医療機関指定部会を置く。

2 児童福祉専門分科会に、次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ別表に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 育成部会
- (2) 母子父子養護部会
- (3) 保健部会
- (4) 児童措置部会
- (5) 保育所設置認可部会
- (6) 認可外保育施設等における死亡事故等検証部会

(幹事)

第4条 審議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

1 育成部会

- (1) 芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを制作し、興行し、若しくは販売する者等に対する勧告
- (2) 青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）の施行に係る次に掲げる事項
  - イ 有害興行の指定及び取消（第17条第1項及び同条第6項）
  - ロ 有害図書類の指定及び取消（第18条第1項及び同条第6項）
  - ハ 有害特定がん具等の指定及び取消（第19条第1項及び同条第4項）
  - ニ 広告物の内容の変更及び撤去（第20条第2項）

2 母子父子養護部会

- (1) 児童福祉施設（心身障害児関係施設を除く。）の事業停止及び施設の閉鎖命令
- (2) 里親認定、保護受託者（職親）認定
- (3) 母子福祉資金貸付金の償還免除及び貸付停止
- (4) 父子福祉資金貸付金の償還免除及び貸付停止
- (5) 寡婦福祉資金の貸付停止、一時償還請求及び償還免除
- (6) 父母のいない児童等の身元保証に係る身元保証契約解除、同契約に基づく損害賠償及び使用者に損害賠償をしたときの被保証者に対する求償免除

3 保健部会

母子保健に関すること

4 児童措置部会

- (1) 児童に施設入所等の措置の決定及び解除（児童若しくはその保護者の意見が当該措置と一致しないとき、又は都道府県知事が必要と認めるときに限る。）
- (2) 虐待による児童の死亡事例等の事実の把握、発生原因の分析等及び必要な再発防止策の検討
- (3) 児童による意見表明及び関係機関の申立て（児童相談所の措置等に対する不服、施設（里親及び一時保護所含む）入所中における生活上の不満・問題、在宅

指導中における児童相談所への支援に対する不満・問題に限る。)

5 保育所設置認可部会

保育所の設置認可に関すること

6 認可外保育施設等における死亡事故等検証部会

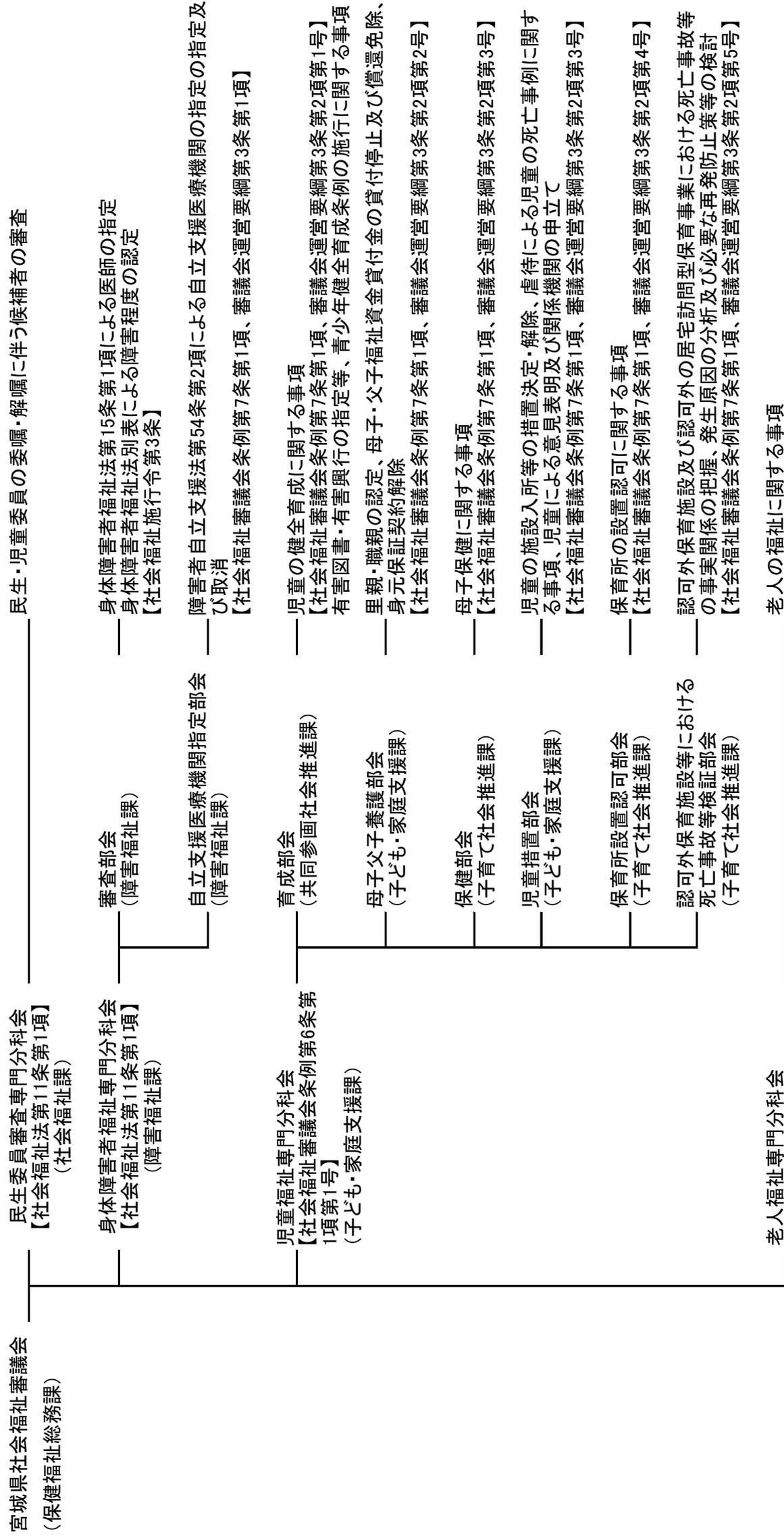
認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における死亡事故等の事実関係の把握、発生原因の分析及び必要な再発防止策等の検討

# 宮城県社会福祉審議会について

令和6年4月1日現在

- 1 趣 旨
- 2 委員の構成
- 3 定 数
- 4 任 期
- 5 構 成

社会福祉に関する事項を調査・審議するための宮城県社会福祉審議会を設置する。  
 【社会福祉法第7条第1項(昭和26年法律第45号)及び宮城県社会福祉審議会条例第1条】  
 県議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。  
 25人以内【宮城県社会福祉審議会条例第3条第1項】  
 3年【宮城県社会福祉審議会条例第3条第2項】





# 宮城県社会福祉審議会 分科会・部会所属(案)

## 【専門委員】

R6.4.1 現在 (50音順・敬称略)

No.	氏名	現職・職名	民生委員 審査専門 分科会	老人 福祉専門 分科会	身体障害者			児童					備考				
					審査 部会	自立 部会	福祉専門 分科会	福祉専門 分科会	育成 部会	養護 部会	保健 部会	児童 部会		保育所 部会	認可外 部会		
1	伊藤 修	東北医科薬科大学教授			○	△	△										
2	浦江 淳	医療法人宏人会木町病院副院長兼腎臓内科医長兼検査部長			○	△	△										
3	大坂 純	東北こども福祉専門学院副院長						○		△							
4	鹿野 明美	宮城県民生委員児童委員協議会理事						○		△							
5	狩野 茂之	かの耳鼻咽喉科クリニック院長			○	△	△										
6	菊地 紗耶	東北大学病院精神科講師						○				△					
7	菊池 陽子	宮城県臨床心理士会会員						○		△	△						
8	熊谷 紀一郎	東北大学病院心臓血管外科准教授			○	△	△										
9	黒澤 一	東北大学大学院医学系研究科産業医学分野教授			○	△	△										
10	小泉 沢	地方独立行政法人宮城県立こども病院 集中治療科長						○								△	
11	佐竹 孝喜	宮城県民生委員児童委員協議会理事						○		△							
12	佐藤 真紀子	一般社団法人宮城県子ども会育成連合会会長						○		△							
13	佐藤 由実子	宮城県保健師連絡協議会会員						○					△				
14	佐野 博高	仙台市立病院医療技術部長兼整形外科部長		○	△	△											
15	重原 達也	社会福祉法人希望園田子希望園園長						○							△		
16	清水 冬樹	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科学准教授						○					△				
17	高橋 賢一	東北労災病院大腸肛門外科部長兼炎症性腸疾患センター長			○	△	△										
18	中鉢 義徳	一般社団法人宮城県保育協議会代表理事						○									△
19	照井 貴広	宮城県書店商業組合理事						○		△							
20	野呂 充	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター—総合感覚器科部長			○	△	△										
21	坂東 志乃	公立大学法人宮城大学看護学部地域看護学領域講師						○							△		
22	村上 晃嗣	社会福祉法人玉川保育園園長						○								△	
23	山田 せつ子	白石市教育部こども未来課課長						○								△	
			0	0	8	8	8	8	15	5	3	3	3	3	2		

※ ○は分科会, △は部会の所属を示す。

			7	10	11	9	11	22	7	5	5	5	5	5	
			(委員十専門委員)												